

事後評価説明資料

「茨木市における総合的な下水道整備の推進」

「茨木市における総合的な下水道整備の推進
(防災・安全)」

(1) 整備方針概要

- ・「茨木市における総合的な下水道整備の推進」
- ・「茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）」

(2) 数値指標の達成状況と効果発現要因の整理

(3) 今後のまちづくり方策

(4) パブリックコメントの実施について

(5) 今後のスケジュール

2つの計画を
まとめて説明

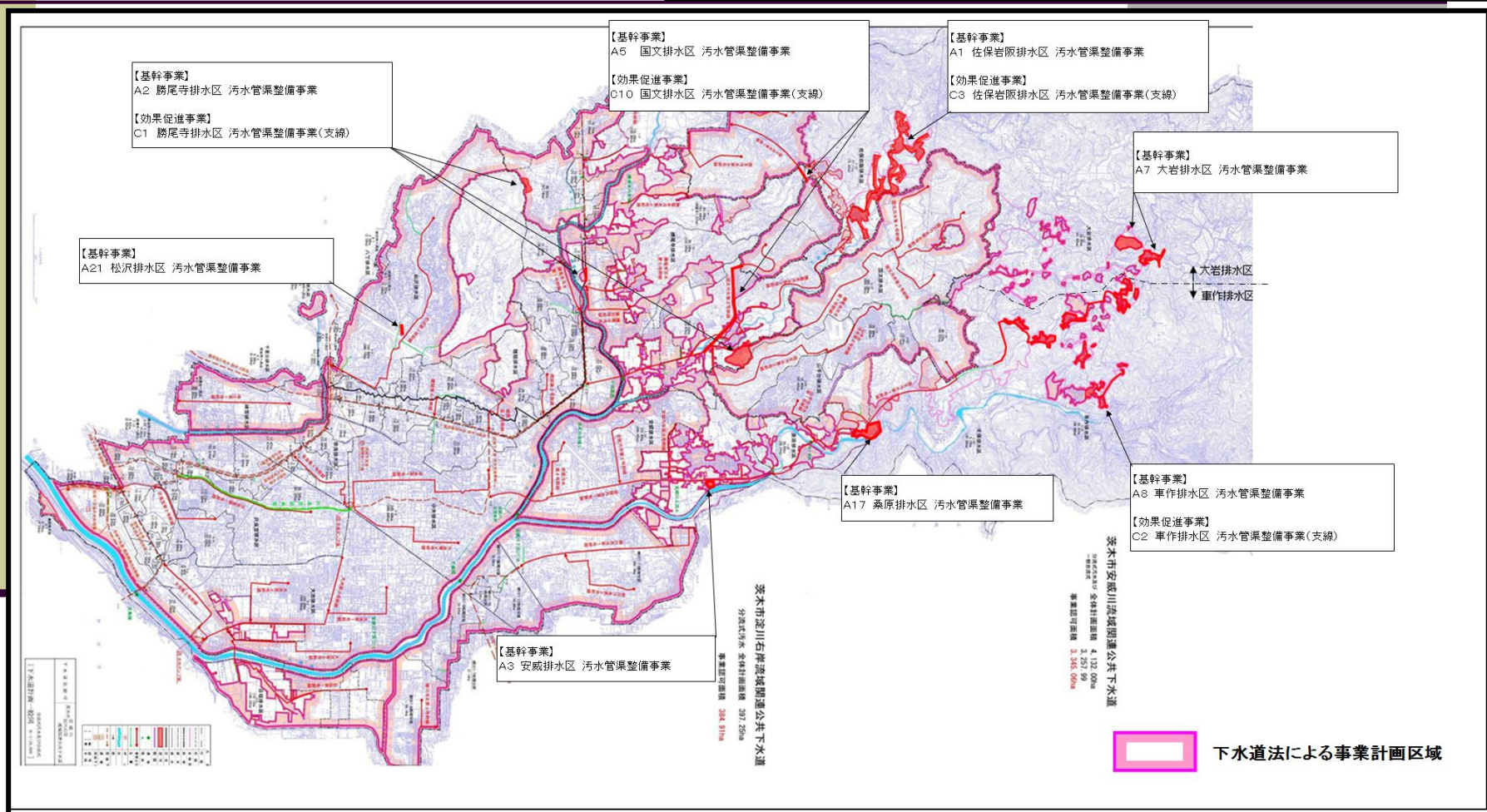
(1) 整備方針概要

- ・「茨木市における総合的な下水道整備の推進」
- ・「茨木市における総合的な下水道整備の推進
(防災・安全)」

茨木市における総合的な下水道整備の推進

○整備方針箇所図

目標 下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。



茨木市における総合的な下水道整備の推進

○整備事業の概要

整備事業項目	要素となる事業名	事業実施期間（年度）					事業費(百万円)		事業内容
		H22	H23	H24	H25	H26	上段:計画値 下段:実績値	実績率(%)	
污水管渠整備事業	A1 佐保岩阪排水区 污水管渠整備事業						218.0 218.0	100%	污水管渠整備により生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。
	A2 勝尾寺排水区 污水管渠整備事業						105.3 98.3	93%	
	A3 安威排水区 污水管渠整備事業						6.2 5.9	96%	
	A5 国文排水区 污水管渠整備事業						129.1 117.1	91%	
	A7 大岩排水区 污水管渠整備事業						28.9 29.1	101%	
	A8 車作排水区 污水管渠整備事業						374.8 262.1	70%	
	A17 桑原排水区 污水管渠整備事業						14.8 14.8	100%	
	A21 松沢排水区 污水管渠整備事業						6.0 0.0	0%	
	C1 勝尾寺排水区 污水管渠整備事業（支線）						18.0 0.0	0%	
	C2 車作排水区 污水管渠整備事業（支線）						152.0 106.1	70%	
	C3 佐保岩阪排水区 污水管渠整備事業（支線）						21.8 21.8	100%	
	C10 国文排水区 污水管渠整備事業（支線）						1.6 1.7	109%	
								81%	
合流管渠整備事業 （その他関連する事業）	A'11 大池排水区 合流管渠整備事業								合流管渠整備による浸水の防除と水洗化による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。
	A'12 目垣排水区 合流管渠整備事業								
	A'14 沢良宜排水区 合流管渠整備事業								
	A'20 穂積排水区 合流管渠整備事業								
	C'8 目垣排水区 合流管渠整備事業（支線）								
	C'9 穂積排水区 合流管渠整備事業（支線）								
	C'11 沢良宜排水区 合流管渠整備事業（支線）								

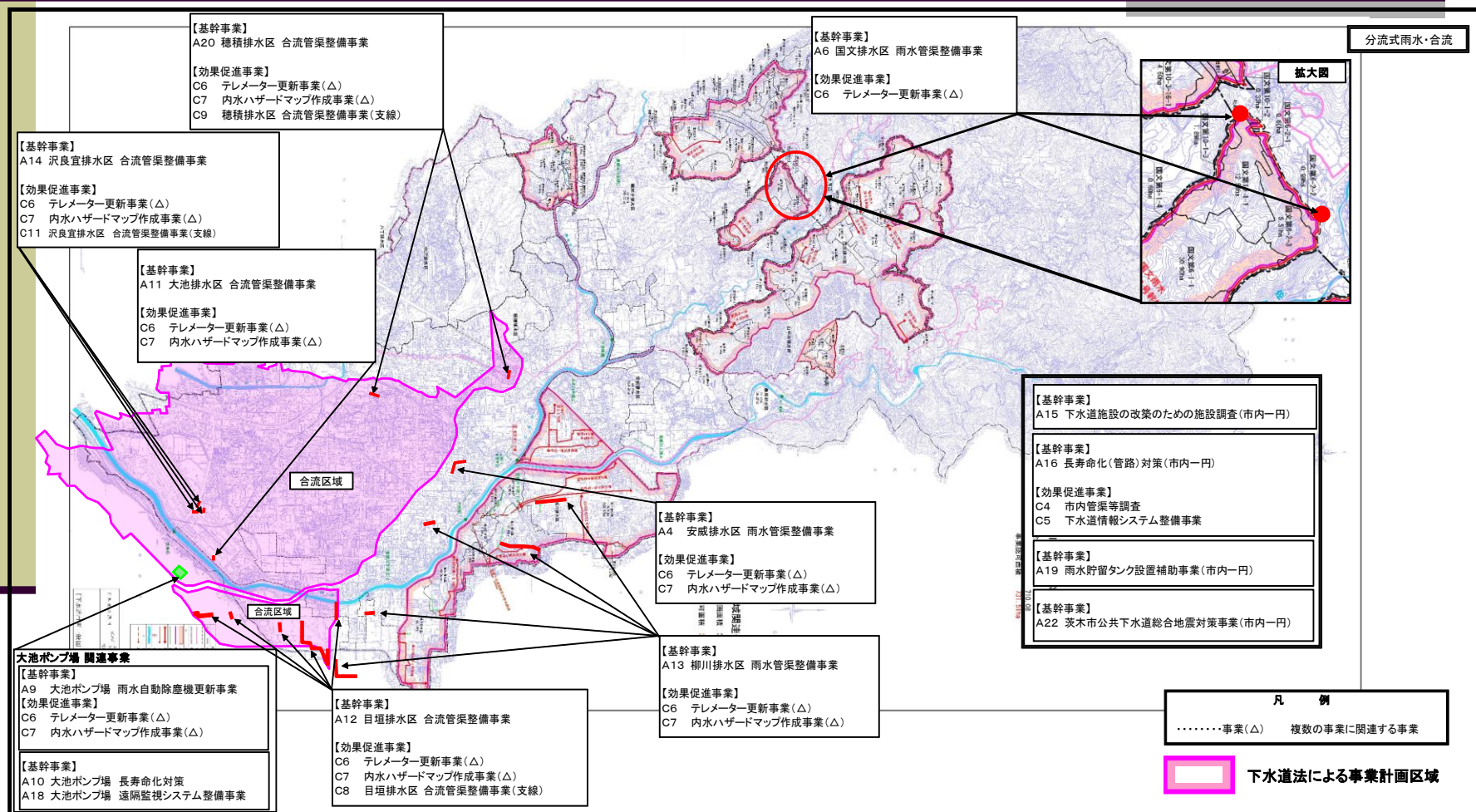
茨木市における総合的な
下水道整備の推進(防災・安全)

茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）

○整備方針箇所図

目
標

下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。



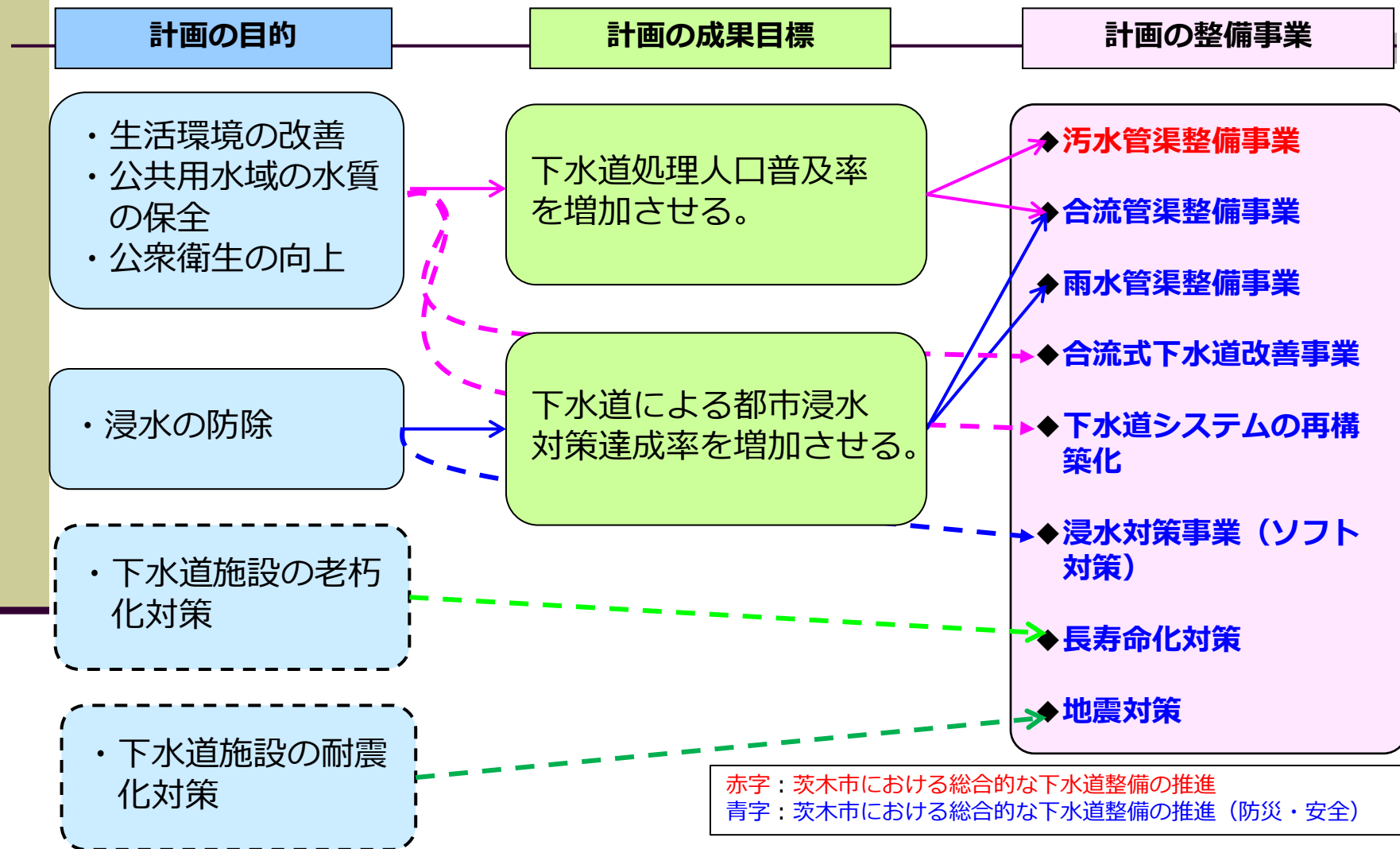
茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）

○整備事業の概要

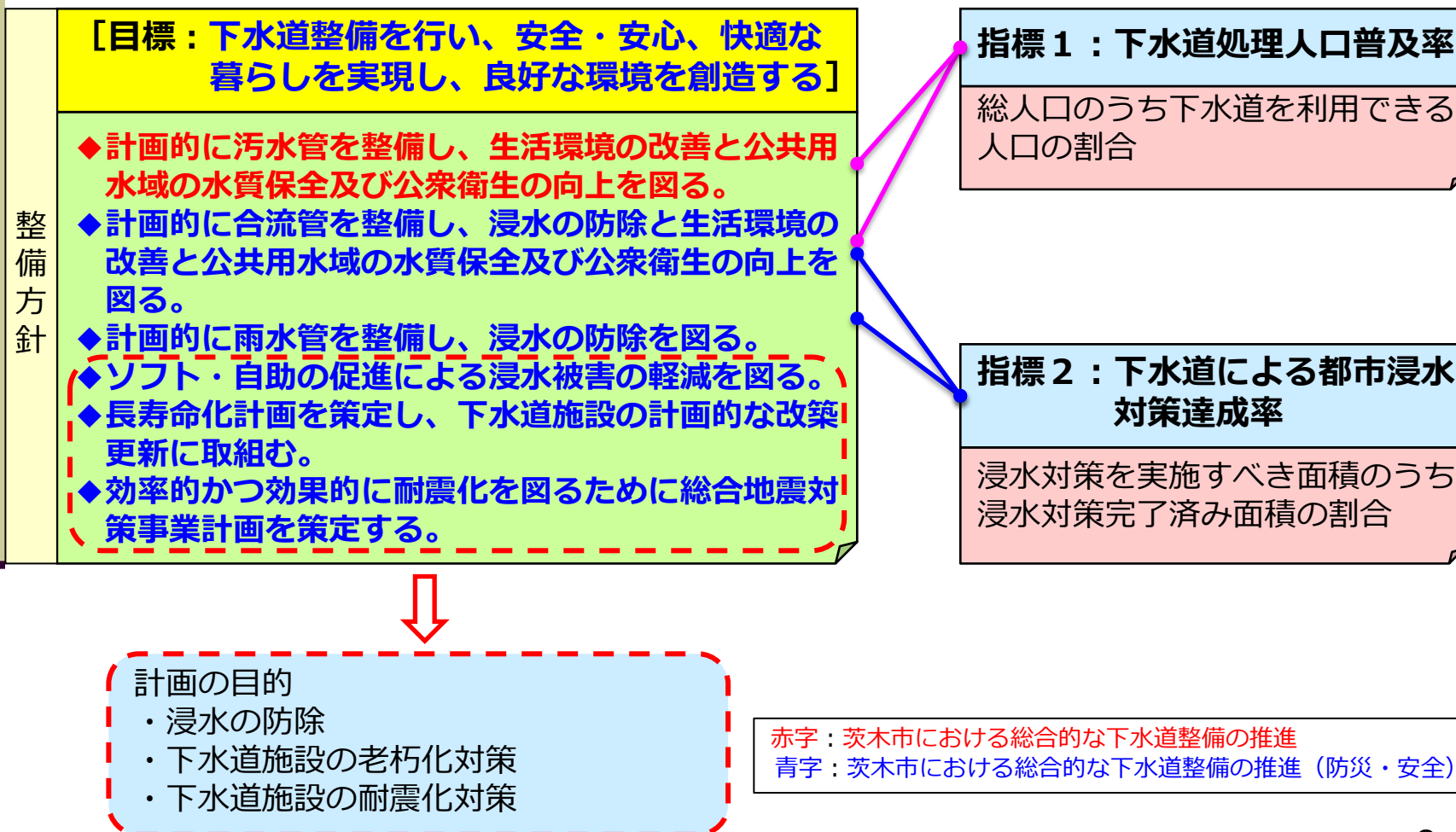
整備事業項目	要素となる事業名	事業実施期間（年度）					事業費(百万円)		事業内容
		H22	H23	H24	H25	H26	上段:計画額 下段:実績値	実績率(%)	
雨水管渠整備事業	A4 安威排水区 雨水管渠整備事業						498.4 331.0	66%	雨水管渠整備により浸水の防除を図る。
	A6 国文排水区 雨水管渠整備事業						28.0 0.0	0%	
	A13 柳川排水区 雨水管渠整備事業						1024.2 543.7	53%	
浸水対策事業 （ソフト対策）	A19 雨水貯留タンク設置補助事業						8.6 2.9	33%	ソフト・自助の促進により浸水被害の軽減を図る。
	C6 テレメーター更新事業						25.0 25.0	100%	
	C7 内水ハザードマップ作成事業						20.0 20.0	100%	
合流管渠整備事業	A11 大池排水区 合流管渠整備事業						12.9 12.9	100%	合流管渠整備による浸水の防除、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図る。
	A12 目垣排水区 合流管渠整備事業						393.8 385.5	98%	
	A14 沢良宜排水区 合流管渠整備事業						28.5 30.9	109%	
	A20 穂積排水区 合流管渠整備事業						7.3 11.6	158%	
	C8 目垣排水区 合流管渠整備事業（支線）						36.0 13.1	36%	
	C9 穂積排水区 合流管渠整備事業（支線）						12.6 13.2	105%	
	C11 沢良宜排水区 合流管渠整備事業（支線）						11.2 5.1	46%	
長寿命化対策	A10 大池ポンプ場 長寿命化対策						867.8 297.8	34%	下水道施設の老朽化対策により下水道に起因する事故の未然防止を図る。
	A15 下水道施設の改築のための施設調査（市内一円）						29.0 29.0	100%	
	A16 長寿命化（管路）対策（市内一円）						432.6 450.3	104%	
	C4 市内管渠等調査						59.6 54.5	91%	
	C5 下水道情報システム整備事業						34.5 34.5	100%	
地震対策	A22 茨木市公共下水道総合地震対策事業						6.0 17.9	298%	下水道施設の耐震化対策により地震に対する安全度の向上を図る。
合流式下水道改善事業	A9 大池ポンプ場 雨水自動除塵機更新事業						176.4 176.4	100%	汚濁負荷量の削減により生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。
下水道システムの再構築化	A18 大池ポンプ場 遠隔監視システム整備事業						24.0 24.0	100%	大池ポンプ場において、遠隔操作により安威ポンプ場及び中央ポンプ場を集約管理し、管理の効率化を図る。
污水管渠整備事業 （その他関連する事業）	A1' 佐保岩阪排水区 污水管渠整備事業								污水管渠整備により生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。
	A2' 勝尾寺排水区 污水管渠整備事業								
	A3' 安威排水区 污水管渠整備事業								
	A5' 国文排水区 污水管渠整備事業								
	A7' 大岩排水区 污水管渠整備事業								
	A8' 車作排水区 污水管渠整備事業								
	A17' 桑原排水区 污水管渠整備事業								
	A21' 松沢排水区 污水管渠整備事業								
	C1' 勝尾寺排水区 污水管渠整備事業（支線）								
	C2' 車作排水区 污水管渠整備事業（支線）								
	C3' 佐保岩阪排水区 污水管渠整備事業（支線）								
	C10' 国文排水区 污水管渠整備事業（支線）								

茨木市における総合的な
下水道整備の推進

○社会資本総合整備計画の整備方針



○目標と整備方針と指標の関係

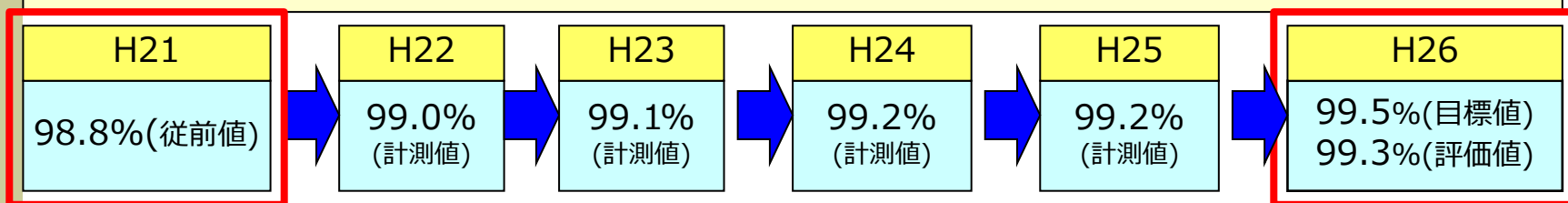


(2) 効果発現要因の整理と 数値目標の達成状況

○効果発現要因の整理

[指標 1 : 下水道処理人口普及率]

総人口のうち下水道を利用できる人口の割合



[従前値の求め方]

○計測時期：平成22年3月

○計測方法：

- ・下水道処理人口普及率は、総人口のうち下水道を利用できる人口の割合で算定
- ・総人口は、住民基本台帳による丁町字別人口を使用
- ・下水道を利用できる人口は、下水道法9条処理区域内の世帯数に世帯員率をかけて算出（世帯員率は、住民基本台帳による丁町字別人口を世帯数で除して算出）

下水道処理人口普及率は、下水道の進捗状況を把握する指標であるため、毎年度末に算出しています。

下水道法第9条（抜粋）

公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。

[評価値（今回）の求め方]

○計測時期：平成27年4月

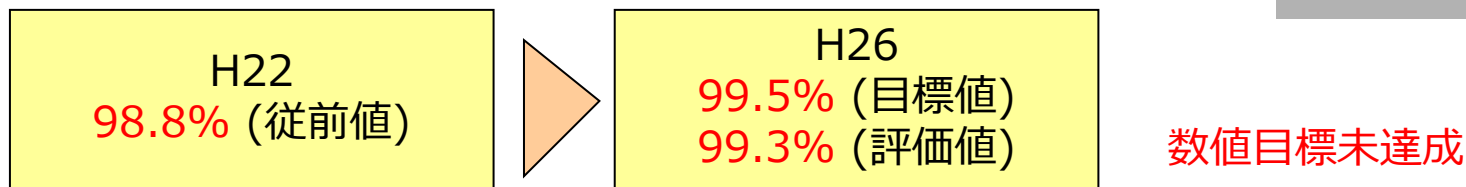
○計測方法：

- ・従前値と同様の方法により、総人口のうち下水道を利用できる人口の割合で算定

○数値目標の達成状況

[指標 1 : 下水道処理人口普及率]

■ 数値目標の達成状況



- ・ 目標値は、 将来人口の推移等を踏まえ、下水道による汚水整備の概成（下水道区域内人口普及率約100%）を目指した。
- ・ 目標未達成の要因として、関連工事の遅れにより下流部への接続整備（約0.1%想定）が遅れた。
- ・ その他の要因として、地権者等の意向、河川縦断や低地などによる施工困難等である。

※下水道処理人口普及率の変化は、社会資本総合整備事業によるものだけでなく市の指導で下水道を整備した**開発事業**や**社会資本総合整備事業**にない**下水道事業等**による**人口変化の影響**も含まれる。

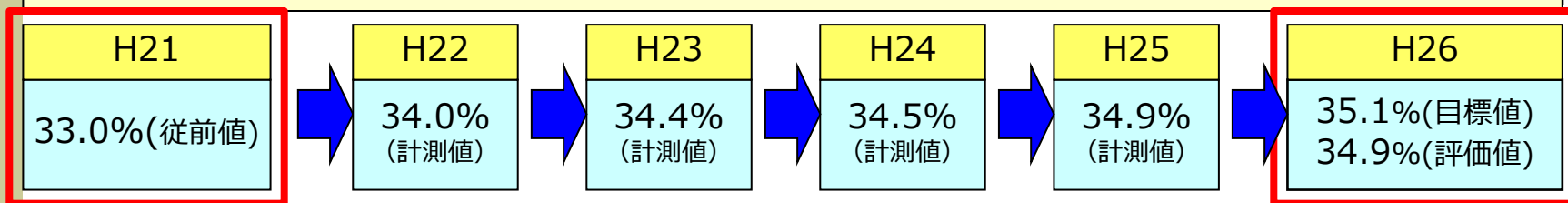
[総合所見]（庁内検討会での意見聴取を反映）

汚水整備により、下水道処理人口普及率は向上した。しかし、当初計画時における下水道整備区域内において、関連公共工事の遅れや埋設許可等の協議に必要以上の時間を要したため目標値に達しなかった。

○効果発現要因の整理

[指標2：下水道による都市浸水対策達成率]

浸水対策を実施すべき面積のうち浸水対策完了済み面積の割合



[従前値の求め方]

○計測時期：平成22年3月

○計測方法：

- ・下水道による都市浸水対策達成率は、浸水対策を実施すべき面積のうち浸水対策完了済み面積の割合で算定
- ・浸水対策を実施すべき面積は、下水道全体計画面積を使用
- ・浸水対策完了済み面積は、合理式を用いて10年確率降雨に対応した雨水施設が受持つ面積を使用

下水道による都市浸水対策達成率は、下水道の進捗状況を把握する指標であるため、毎年度末に算出しています。

※合理式とは、計画対象地域の都市計画、降雨特性等を的確に計算過程のなかに組み込んでおり、最大計画雨水流出量の算定に適した算定式である。

[評価値（今回）の求め方]

○計測時期：平成27年4月

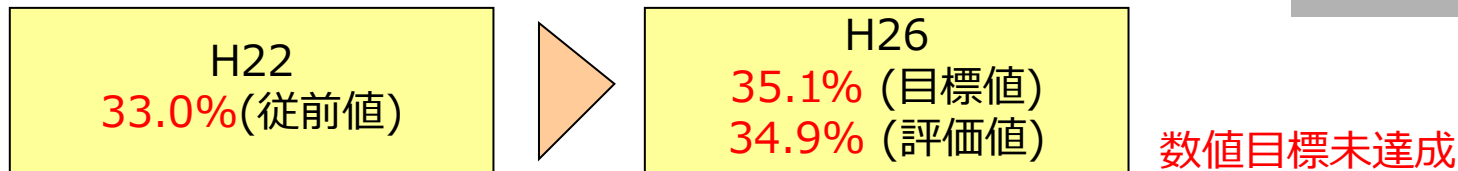
○計測方法：

- ・従前値と同様の方法により、浸水対策を実施すべき面積のうち浸水対策完了済み面積の割合で算定

○数値目標の達成状況

[指標 2 : 下水道による都市浸水対策達成率]

■ 数値目標の達成状況



- ・ 目標値は、雨水整備により都市浸水対策面積92.3ha増加を目指した。
- ・ 評価値は、目標値より7.6haとどかない、84.7ha増加であった。
- ・ 計画期間内に予定していた開発事業による浸水対策面積は18.9haであるが、雨水施設の帰属遅れにより評価値に反映出来ていない。（H28.3月帰属予定）

※下水道による都市浸水対策達成率の変化は、社会資本総合整備事業によるものだけではなく市の指導で下水道を整備した**開発事業**や**社会資本総合整備事業**にない**下水道事業等**による**面積変化の影響**も含まれる。

[総合所見]（庁内検討会議での意見聴取を反映）

雨水整備により、下水道による都市浸水対策達成率は向上した。しかし、開発事業者による整備済み下水道雨水施設の帰属遅れ等により目標値に達しなかったが、本施設については1年以内の帰属となる予定である。

○成果の評価について

■ 定性的な効果発現状況（庁内検討会議での意見聴取を反映）

- ・ 污水管渠及び合流管渠の整備等により、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上が図れた
- ・ 下水道施設の老朽化対策により、下水道施設の延命化によるサービスの持続と下水道施設に起因する事故の未然防止が図れた
- ・ 下水道施設の耐震化対策により、地震に対する安全度の向上が図れた

(3) 今後のまちづくり方策の検討 （今後の下水道整備方針）

○今後のまちづくり方策の検討

下水道の課題の変化（庁内検討会議での意見聴取を反映）

- 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全
 - ・汚水の面整備はほぼ完了し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図れた。
- 浸水の防除
 - ・雨水整備を行い、一部の地域において、都市浸水対策達成率が向上され、浸水の防除が図れた。
- 下水道施設の老朽化対策
 - ・耐用年数を迎えた下水道施設の調査を行い、長寿命化計画を策定して計画的に改築更新を図った。
- 下水道施設の耐震化対策
 - ・効率的かつ効果的に耐震化を図るために茨木市下水道総合地震対策計画を策定した。

○今後のまちづくり方策の検討

今後の下水道整備方針（庁内検討会議での意見聴取を反映）

- 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全
 - ・ 下水道未整備箇所の汚水整備を行い、更なる下水道処理人口普及率の向上を図る。
- 浸水の防除
 - ・ 地域と期間を限定した雨水整備を行い、都市浸水対策達成率の向上を図るとともにソフト・自助の促進による被害の最小化に向けた総合的な浸水対策事業に取り組む。
- 下水道施設の老朽化対策
 - ・ 新たに数値目標を掲げ計画に基づき下水道施設の更なる長寿命化対策を図る。
- 下水道施設の耐震化対策
 - ・ 新たに数値目標を掲げ計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに下水道BCPの策定に取り組む。

※下水道BCP（下水道事業継続計画）は、大規模地震や津波などにより下水道施設等が被災した場合でも下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めるもの

（４）パブリックコメントの実施 について

○パブリックコメントの実施について

- 茨木市建設事業評価委員会の開催に先立ち、事後評価シート(原案)を公表
 - 公表資料
 - 「茨木市における総合的な下水道整備の推進」
 - ・茨木市における総合的な下水道整備の推進事後評価シート(原案)
 - ・今後のスケジュール
 - ・【参考資料】事後評価シート(原案)についての補足資料
 - ・【参考資料】社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進」
 - 「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」
 - ・茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)事後評価シート(原案)
 - ・今後のスケジュール
 - ・【参考資料】事後評価シート(原案)についての補足資料
 - ・【参考資料】社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」
 - 公表場所: ホームページ、担当課窓口、市役所情報ルーム
 - 意見等募集期間: 平成27年11月4日から12月3日
 - 意見の受付方法: 担当課への持参、郵送、FAX、Eメールなど
 - 意見の提出状況: 意見提出なし

(5) 今後のスケジュール

○評価結果の公表等に向けたスケジュール

○事後評価シート(原案)の公表(パブリックコメント)

- ・平成27年11月4日から12月3日の1ヶ月間
- ・意見提出なし

○建設事業評価委員会の開催(平成28年1月18日)

○事後評価結果の国への報告(平成28年3月予定)

○事後評価報告書を公表(平成28年4月から平成29年3月の1年間予定)

- ・ホームページ、市役所情報ルーム、担当課窓口にて公表